

# 安定操作取引規制の適用除外行為の追加等に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成16年4月7日  
株式会社名古屋証券取引所

## 改正趣旨

今回の改正は、現行、空売り規制の適用除外となっている新株引受権証書及び株券預託証券による裁定取引及びヘッジ取引並びにVWAP取引の事前ヘッジについて、安定操作期間中の自己買付けの適用除外行為に追加することとし、「業務規程」等について所要の改正を行う。

また、海外において行われる募集又は売出しにおける安定操作期間内の買付けの受託規制等について所要の整備を行うこととし、「取引の信義則に関する規則」の一部改正を行う。

## 改正概要

### 1. 元引受契約を締結する証券会社の自己買付け規制の適用除外行為の追加

- (1) 現在、新株予約権付社債券等を対象に行う株券との裁定取引・ヘッジ取引は自己買付け規制の適用除外行為となっているが、同様に新株引受権証書及び株券預託証券の裁定取引等についても適用除外行為とする。
- (2) 取引参加者があらかじめ顧客との間で立会外取引又は取引所外取引にて当日のVWAP（売買高加重平均価格）又はそれを目標値として有価証券を売付ける旨を約している場合に、当該売付数量の範囲内で行う自己買付け（あらかじめ設定したプログラムに従い買付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る）を適用除外行為として追加する。

### 2. 海外募集等に係る安定操作期間内の買付け受託規則等の整備

- (1) 取引参加者に対し、海外募集等における安定操作期間内（海外において申込みが終了する時の日本時間の日（当該時間が取引開始前である場合には前日）まで）に、元引受契約を締結する外国証券業者から安定操作以外の買付け（当該外国証券業者の計算による買付けに限る）と知りながら行う受託を禁止するほか、安定操作委託者として取引所に通知した取引参加者に対し、当該期間内の安定操作以外の自己買付けを禁止する。
- (2) ただし、上記のうち業務規程第67条に定める買付け（裁定取引・ヘッジ取引等）は適用除外とする。

### 3. 施行日

平成16年4月8日から施行する。

（備考）

・業務規程第67条第5号及び同6号

・業務規程第67条第14号

・取引の信義則に関する規則第7条

以上